

## 障がい者プランの目的

障がい者プランは次の計画で構成しています。

障がい者保健福祉計画

根拠法：障害者基本法

障がいのある方の自立や社会参加のための支援等について、その基本的な施策を定めるものです。

障がい福祉計画（第3期）

根拠法：障害者自立支援法

障害福祉サービス等に係る提供体制の確保に関し、サービスごとの必要な量の見込みなどについて定めるものです。

## 計画期間

障がい者プランの計画期間は次のとおりです。

障がい者保健福祉計画 6年間

（平成24年4月から平成30年3月まで）

障がい福祉計画 3年間

（平成24年4月から平成27年3月まで）

障がい者保健福祉計画

H24年度 H29年度

障がい福祉計画（第3期）

H24年度 H26年度

障がい福祉計画（第4期）

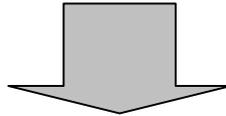
H27年度 H29年度

# ＜ 障がい者保健福祉計画の部 ＞

## 障がい者保健福祉計画の計画体系図

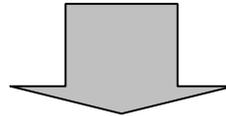
### 基本理念

障がいのある人もない人も、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し  
支え合う共生社会の実現



### 計画目標

- 1 地域社会の障がいのある人に対する理解促進
- 2 施設、病院から地域への移行推進とサービスの自己決定のための支援
- 3 地域生活を支えるためのサービス提供基盤の一層の充実
- 4 市民、地域、事業者との連携強化による地域の福祉力の向上



### 分野

- |                |           |         |
|----------------|-----------|---------|
| 1 理解促進         | 2 生活支援    | 3 保健・医療 |
| 4 生活環境         | 5 教育・育成   | 6 雇用・就労 |
| 7 情報・コミュニケーション | 8 スポーツ・文化 |         |

ぶんや  
分野 1      りかいそくしん  
理解促進

きほんしさく      けいはつ      こうほうかつどう      ふくしきょういく      すいしん  
基本施策 1      啓発・広報活動、福祉教育などの推進

しみん      ちいき      かか      も      しょう      かた      ちいきぜんたい      ささ  
市民が地域と関わりを持ち、障がいのある方を地域全体で支えてい  
くという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に  
たい      しょう      ふくし      かん      りかいそくしん      はか  
対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。  
こ      ども      の      とき      から      しょう      が      い      の      ある      人      に対      する      りかい      が      深      ま      る      よう      、      ふくし  
きょういく      じゅうじつ      はか  
教育の充実を図ります。

きほんしさく      こうきょう      じゅうじしゃ      たい      りかいそくしん  
基本施策 2      公共サービス従事者などに対する理解促進

こうきょう      じぎょうしゃとう      たい      ちいきふくし      かんしん      りかい      ふか  
公共サービス事業者等に対して、地域福祉に関心と理解を深めても  
らうため、かくしゅけんしゅう      じっし      りかいそくしん      とりくみ      すす  
各種研修の実施など理解促進の取組を進めます。

きほんしさく      しょう      ひと      たい      けんりようごとう      かか      けいはつ      こうほう  
基本施策 3      障がいのある人に対する権利擁護等に係る啓発・広報

ちいき      けんりようご      ふく      そうだんたいせい      じゅうじつ      はか      かくしゅ  
地域における権利擁護を含めた相談体制の充実を図るほか、各種の  
そうだんまどぐち      しょうかい      けんりようご      かか      けいはつ      こうほう      つと  
相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。  
しょうがいしゃ      きほんほう      しょうがいしゃ      ぎゃくたいぼうしほう      ほっかいどうしょう      しゃじょうれい  
障害者基本法、障害者虐待防止法、北海道障がい者条例など  
せいど      ふきゅう      はか      しょう      ひと      たい      けんりようご      かか      けいはつ      つと  
制度の普及を図り、障がいのある人に対する権利擁護に係る啓発に努  
めま

きほんしさく      かつどう      しゃかいこうけんかつどう      りかいそくしん  
基本施策 4      ボランティア活動・社会貢献活動の理解促進

かくしゅけんしゅう      じっし      さまざま      かつどう      しみん      しょうかい  
各種研修の実施や様々なボランティア活動を市民に紹介すること  
により、ちいきふくしかつどう      ふきゅう      けいはつ      つと  
地域福祉活動の普及・啓発に努めます。

## 分野 2 生活支援

### 基本施策 1 個々のニーズに対応した支援体制、サービス提供基盤の整備

障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス等の円滑な提供に努めます。

個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた一貫した支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るほか、ボランティア等の地域福祉力を活用するなど、支援体制の充実に努めます。重度障がいのある方、医療的ケアが必要な方に対する支援の充実に  
ついて検討を進めます。

発達障がいのある方やその家族の方に対して、関係機関の連携を図りながら、ライフステージに応じた一貫した支援の充実に努めます。

障がいのある方が高齢になっても地域で安心して生活できるよう、必要な支援体制について充実を図ります。

移動支援事業については、その対象となる外出の範囲等の拡充について引き続き検討を進めます。

### 基本施策 2 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障がい福祉サービス等の提供基盤の充実に努めます。

地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実に努めます。

基本施策3 福祉用具などの普及促進・利用支援・研究開発支援

補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。

教育・研究機関と連携し、福祉・介護器具の開発など、地域特性を活かした新技術・新製品の開発を促進します。

基本施策4 地域福祉を担う人材育成・確保

各種研修の実施やボランティア活動に対する支援などを通じて、地域福祉活動を担う人材の育成に努めます。

分野3 保健・医療

基本施策1 障がいの原因となる疾病の予防対策、早期発見・早期療育の充実

保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防、早期発見・早期療育の充実を図ります。

児童福祉法に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供に努めます。

基本施策2 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある方に対する医療の充実を図ります。

医療的ケアが必要な重度障がいのある方に対する保健・医療・福祉

れんけいたいせい じゅうじつ はか  
の連携体制の充実を図ります。

さっぽろしどくじ のぞ いりょうたいせい こうちく む とりくみ すす  
札幌市独自の望ましい医療体制の構築に向けた取組を進めます。

### 基本施策3 精神保健・医療の充実

つういん せいしんかいりょう かか じりつしえんいりょうひ しきゅう おこな せいしん  
通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に  
しょう かがた たい いりょう じゅうじつ はか  
障がいのある方に対する医療の充実を図ります。

せいしんかいりょう じゅうそうてき きゅうきゅういりょうたいせい せいび はか  
精神科医療における重層的な救急医療体制の整備を図ります。

せいしん しょう かがた かぞく たい そうだんしえんたいせい じゅうじつ  
精神に障がいのある方やその家族に対する相談支援体制の充実を  
はか  
図ります。

## 分野4 生活環境

### 基本施策1 バリアフリーに基づくまちづくりの推進

すべての市民が四季を通じて安心して安全に暮らすことができるよ  
う、けんちくぶつ どうろ が すす おお ひと  
う、建築物や道路のバリアフリー化を進めるとともに、より多くの人  
あんぜん かいてき りょう すす  
安全・快適に利用できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進め  
ます。

#### バリアフリー

たてもの どうろ しょう かがた こうれい かがた りょう  
建物や道路などにおいて、障がいのある方や高齢の方の利用  
はいりょ せつけい  
にも配慮した設計のこと。

#### ユニバーサルデザイン

しょう かがた こうれい かがた とくべつ しょう  
障がいのある方や高齢の方のための特別な仕様をつくるので  
はなく、さいしょ おお ひと たよう はんえい  
はなく、最初から多くの人の多様なニーズを反映してつくられた  
たてもの せいひん  
建物・製品のこと。

## 基本施策2 雪対策、災害時等の安全対策の推進

冬期間も安心して生活を送れるよう、雪対策の取組や、冬の暮らしをサポートする新たな福祉・介護器具の開発を促進します。

市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりをすすめ、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。

災害時における要援護者の避難支援について、地域が主体となって実施する仕組みづくりを促進します。

## 分野5 教育・育成

### 基本施策1 ライフステージに応じた相談支援体制の充実

療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応した様々な相談窓口を設置し、相互に連携しながらライフステージに応じた相談支援体制の充実を図ります。

### 基本施策2 早期療育の充実

子どもの障がいの状況に応じた配慮をしながら、障がいのない子どもとともに成長していく環境づくりを進めます。

### 基本施策3 学校教育の充実

特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。

## 基本施策4 卒業後の支援

ハローワークなどの関係機関との連携のもと、卒業後、就労につながるための支援の充実を図ります。

卒業後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。

## 分野6 雇用・就労

### 基本施策1 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

国の障がい者雇用推進部署（ハローワーク等）などの関係機関と連携し、障がいのある方の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

### 基本施策2 雇用の場の拡大（一般就労、福祉的就労）

国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある方の雇用の場の確保に努め、就職や職場定着のための支援の充実を図ります。  
障害者自立支援法の就労支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

### 基本施策3 福祉施設から一般就労への移行推進

障害者自立支援法の就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がいのある方の一般就労への移行を推進します。  
障がいのある方の職場実習等の機会の充実を図ります。

## 分野7 情報・コミュニケーション

### 基本施策1 情報バリアフリー化の推進

障がいのある方が支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、点字や音声、情報通信の活用など、障がい特性に応じた配慮に努めます。

#### 情報バリアフリー

誰もが等しく情報通信を有効利用できる環境をつくること。

### 基本施策2 情報提供の充実

冊子、音声、ホームページなど、様々な手段・媒体を活用し、障がい特性に配慮した情報提供の充実を図ります。

### 基本施策3 コミュニケーション支援体制の充実

障がい特性に応じたコミュニケーション支援体制の充実に努めます。

## 分野8 スポーツ・文化

### 基本施策1 スポーツ・文化芸術活動・生涯学習活動に対する支援

障がいのある人がスポーツや文化芸術活動に気軽に参加できるよう、施設のバリアフリー化や活動機会の充実に努めます。

## < 障がい福祉計画の部 >

### 障がい福祉計画の基本理念

障がい者の自己決定と自己選択の尊重

三障がいの一元化

地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備

### 障害福祉サービスについての基本的な考え方

どこでも必要な訪問系サービスを保障

希望する障がい者に日中活動系サービスを保障

グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

福祉施設から一般就労への移行等を推進

### 平成26年度の数値目標一覧

#### 障害福祉サービスに関する目標

項目	数値目標	備考
入所施設の入所者の地域生活への移行者数	760人	平成17年10月から
入所施設の入所者数の減少見込数	450人	平成27年3月までの累計

ふくししせつ いっぱんしゅうろう 福祉施設から一般就労 への移行	200人	へいせい ねんど 平成26年度において福祉施設 を退所し、一般就労した方の数
ふくししせつりようしゃ 福祉施設利用者のうち、 しゅうろう いこう しえん じぎょう 就労移行支援事業の りようしゃすう わりあい 利用者数(割合)	510人 (5%)	
しゅうろうけいぞくしえんじぎょう りようしゃ 就労継続支援事業の利用者の うち、しゅうろうけいぞくしえん がたじぎょう 就労継続支援A型事業 のりようしゃすう わりあい 利用者数(割合)	1,080人 (25%)	

しょうがいふくし かん すうちもくひょう みこみりょう すうち げんじてん しゅうけいち  
障害福祉サービスに関する数値目標・サービス見込量の数値は、現時点での集計値であ  
り、今後、国及び北海道の策定指針等をふまえ再整理します。

にゅういんちゅう せいしんしょう しゃ ちいきせいかつ いこう かん すうちもくひょう くにおよ  
入院中の精神障がい者の地域生活への移行に関する数値目標については、国及び  
北海道の策定指針等を踏まえ、しょうがいしゃしやくすいしんきょうぎかいとう かんけいきかん きょうぎ おこな  
障害者施策推進協議会等の関係機関とも協議を行った  
うえで設定します。

### しょうがいのある人に対する理解促進に関する目標

こうもく 項目	すうちもくひょう 数値目標	びこう 備考
しょうがいのある人にとっ て地域で暮らしやすいま ちであると思う障がい のある人の割合	50%	
しょうがいのある人にとっ て地域で暮らしやすいま ちであると思う人の割合	50%	

サービス見込量については、国の策定指針等を踏まえ再整理します。

## サービス見込量一覧（主なもの）

### <訪問系サービス>

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
居宅介護、重度訪問介護、 重度障害者等包括支援、 行動援護、同行援護	利用人数	4,195	4,660	5,175
	時間/月	140,370	154,030	168,580

### <主な日中活動系サービス>

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
生活介護	利用人数	4,440	4,670	4,900
	人日/月	84,360	88,730	93,100
就労移行支援	利用人数	430	470	510
	人日/月	7,960	8,700	9,400
就労継続支援 (A型)	利用人数	910	1,000	1,080
	人日/月	17,100	18,800	20,300
就労継続支援 (B型)	利用人数	2,680	2,920	3,160
	人日/月	46,100	50,220	54,350

サービス見込量については、国の策定指針等を踏まえ再整理します。

おも きよじゅうけい  
< 主な居住系サービス >

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
共同生活介護 共同生活援助	利用人数	1,940	2,230	2,520

おも ちいきせいかつしえんじぎょう  
< 主な地域生活支援事業 >

サービス種別	単位	24年度	25年度	26年度
手話通訳者派遣事業	利用人数	530	540	550
日常生活用具給付事業	件数	29,930	30,233	30,536
移動支援(個別支援型)	利用人数	2,990	3,050	3,100

利用人数：月間の利用人数（実人数）

時間/月：月間のサービス提供時間数

人日/月：「月間の利用人数」×「1人1か月あたりの平均利用日数」で算出される

サービス量